

誰もが自分らしく生きることができる

社会の実現を目指す実行プラン

荒川区男女共同参画社会推進計画（第6次）素案【概要版】

計画策定の目的

誰もがかけがえのない存在として人権が尊重され、自由で多様な生き方を選択できる社会を実現するためには、性別、年齢、国籍、障がいの有無、性的指向・ジェンダーアイデンティティ等にかかわらず、互いを尊重し、個性と能力を十分に発揮できる環境を整備することが不可欠です。本計画は、その実現に向け、区政全分野で必要な施策を総合的に推進する実行計画です。

計画の位置付け

本計画は、男女共同参画社会基本法に基づく市町村行動計画であり、DV防止法、女性活躍推進法、困難女性支援法に基づく市町村計画を包含しています。

計画の期間

令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間

現状と課題

（1）人権尊重と多様な生き方を認め合う意識の向上

男女平等意識の浸透や性的マイノリティへの理解促進をはじめとする意識啓発を進め、多様な人々が尊重され、安心して暮らせる地域づくりを推進する必要があります。

（2）ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶／困難を抱える女性への支援体制の整備

ドメスティック・バイオレンス（DV）やハラスメント等による人権侵害を防止し、相談窓口や教育現場での啓発を強化するとともに、複合的な困難を抱える女性に対して関係部署・機関の連携による包括的な支援体制を整備する必要があります。

（3）生活と社会活動の調和

仕事と家庭の両立や家事・育児分担の改善、子育て・介護支援の充実、出産を機に離職した人の再就職支援、生涯にわたる健康支援、災害時のジェンダー配慮等を通じて、生活と社会活動の調和を図る必要があります。

（4）計画推進のための体制の整備

政策決定過程における女性参画の拡大により多様な視点からの意見が反映されるようにするとともに、男女平等推進センターの機能強化と区民参画の促進、職員の意識改革と組織体制の強化を進めていく必要があります。

計画の基本理念

全ての人が自分らしく生きることができる 誰一人取り残されないジェンダー平等社会の実現

男女共同参画社会の実現は、性別にかかわらず人権を尊重し合い、個性と能力を發揮できる社会を築く緊要の課題ですが、SDGsが掲げる教育、健康、経済成長、貧困といった目標群の達成には、単に男女の平等を確保するにとどまらず、ジェンダー平等の実現が不可欠であることから、区としてジェンダー平等の取組を推進していく必要があります。

これを踏まえ、本計画は「誰一人取り残されないジェンダー平等社会の実現」を基本理念とし、男女、年齢、国籍、障がいの有無、性的指向・ジェンダーアイデンティティ等にかかわらず、誰もが自分の可能性を最大限に發揮できる包摂社会の実現を目指します。

計画指標

基本目標Ⅰ 人権の尊重と多様な生き方を認め合う意識を高める

No	指標	現状値	目標値	指標に関する説明
1	人権意識	74.4% (令和7(2025)年度)	100.0% (令和12(2030)年度)	区政世論調査における人権に関する調査項目。「十分守られている・十分ではないが守られている」と回答する割合
2	男女の地位の平等意識(社会全体)	17.2% (令和6(2024)年度)	30.0% (令和12(2030)年度)	区政世論調査における男女の地位の平等に関する調査項目。「平等になっている」と回答する割合
	男女の地位の平等意識(学校教育)	61.6% (令和6(2024)年度)	75.0% (令和12(2030)年度)	
3	性的マイノリティに対する地域社会の理解が進んだと考える人の割合	47.6% (令和6(2024)年度)	60.0% (令和12(2030)年度)	区政世論調査における性的マイノリティに関する調査項目。性的マイノリティに対する地域社会の理解「着実に進んだ・一定程度進んだ」と回答する割合

基本目標Ⅱ ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶を目指す 困難を抱える女性への支援体制を整備する

No	指標	現状値	目標値	指標に関する説明
1	配偶者や交際相手等の間でのあらゆる暴力について、暴力に当たると考える割合	71.5% (令和6(2024)年度)	100.0% (令和12(2030)年度)	区政世論調査における配偶者や交際相手等の間での行為に関する調査項目。全ての暴力行為について「どんな場合でも暴力に当たる」と回答する割合

基本目標Ⅲ 生活と社会活動の調和を図る

No	指標	現状値	目標値	指標に関する説明
1	ワーク・ライフ・バランスが取れていると感じている人の割合	28.5% (令和6(2024)年度)	45.0% (令和12(2030)年度)	荒川区民総幸福度(GAH)調査におけるワーク・ライフ・バランスに関する調査項目。5段階評価で仕事と生活とのバランスが取れていると感じている上位2段階(選択肢5・4)を選択する人の割合
2	男女の地位の平等意識(職場)	25.8% (令和6(2024)年度)	40.0% (令和12(2030)年度)	世論調査における男女の地位の平等に関する調査項目。「平等になっている」と回答する割合
3	家庭内で家事労働が家族で分担できていると感じている人の割合	24.5% (令和6(2024)年度)	40.0% (令和12(2030)年度)	世論調査における家庭内における役割分担意識に関する調査項目。家事(炊事・洗濯・掃除など)が家族で分担できていると回答する割合

基本目標Ⅳ 計画推進のための体制を整備する

No	指標	現状値	目標値	指標に関する説明
1	女性委員のいる審議会等の割合	91.8% (令和6(2024)年度)	100.0% (令和12(2030)年度)	地方自治法(第202条の3)に定める附属機関や地方自治法(第180条の5)に定める行政委員会等に女性委員が所属している割合及び女性委員の割合
2	審議会等における女性委員数の割合	25.3% (令和6(2024)年度)	40.0% (令和12(2030)年度)	
3	区職員の管理監督者における女性の割合	32.8% (令和6(2024)年度)	40.0% (令和12(2030)年度)	係長以上の区女性職員の割合

基本理念	基本目標	施策の方向性	施策
誰一人取り残されないジェンダー平等社会の実現 全ての人が自分らしく生きることができる	基本目標Ⅰ 人権の尊重と 多様な生き方を 認め合う意識を高める	1 人権尊重・ジェンダー平等の意識づくり	I-1 (1) 人権尊重意識の醸成 (2) 子どもの権利擁護・ジェンダー平等教育の推進 (3) あらゆる機会を活用した広報 (4) 教職員等の研修の充実
		2 多様性の理解促進と地域における協働の促進	I-2 (1) 地域活動における多様な人の活躍の場の拡大 (2) 地域・社会活動団体との連携の強化 (3) 男女共同参画・ジェンダー平等の学習機会の提供 (4) 多様な生き方への理解促進と相談体制の充実
	基本目標Ⅱ ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶を目指す 困難を抱える女性への支援体制を整備する <small>配偶者等暴力の防止及び被害者保護のための計画 困難な問題を抱える女性支援基本計画</small>	1 暴力・ハラスメントの根絶と支援体制の充実	II-1 (1) 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援 (2) 暴力被害等に関する相談体制の充実 (3) ハラスメントの防止
		2 生きづらさや困難を抱えた女性への支援体制整備	II-2 (1) ひとり親家庭への支援 (2) 困難を抱えた女性への相談体制の充実
	基本目標Ⅲ 生活と社会活動の 調和を図る <small>女性の活躍推進計画</small>	1 ワーク・ライフ・バランスの意識醸成	III-1 (1) ワーク・ライフ・バランスの普及啓発のための仕組みづくり (2) 地域・社会活動への参画に向けた意識づくり
		2 家庭における役割分担の見直し	III-2 (1) 家庭生活における男女平等意識の推進 (2) 多様な子育て支援
		3 誰もが働きやすい環境づくり	III-3 (1) 安心して働き続けられる環境の推進 (2) 女性の活躍推進に向けた取組の支援 (3) 事業主団体等との連携強化 (4) 就労に関する支援事業の充実 (5) 起業家の支援
		4 ライフステージに応じた健康づくり	III-4 (1) 健康づくりに関する情報提供 (2) ころろや身体についての相談の実施 (3) 生涯を通じた健康づくりの推進 (4) 妊娠・出産・子育てに関わる支援
		5 様々な人に配慮した防災対策の促進	III-5 (1) 多様な視点を入れた危機管理対策 (2) 多様なニーズに応じた災害時・緊急時の支援 (3) 災害時・緊急時における相談・支援体制の整備
	基本目標Ⅳ 計画推進のための 体制を整備する	1 区の政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	IV-1 (1) 区の政策・方針決定過程への女性参画の促進 (2) 多様な区民意見の反映機会の充実 (3) 区職員の意識啓発と男女共同参画の取組の推進
		2 男女平等推進センター（アクト21）を中心とした男女共同参画推進体制の充実	IV-2 (1) 意識啓発・相談機能の充実 (2) 関係団体との連携及び区民意見を反映した運営の充実